

作業部会	小項目		令和7年度				令和8年度									令和9年度				令和10年度				令和11年度	備考	作業部会での調査内容 (記載している内容のほか、議論に必要と思われることについては、それぞれの作業部会の判断で調査、検討いただく)		
			R7. 12	R8. 1	R8. 2	R8. 3	R8. 4	R8. 5	R8. 6	R8. 7	R8. 8	R8. 9	R8. 10	R8. 11	R8. 12	R9. 1～3	R9. 4～6	R9. 7～9	R9. 10～12	R10. 1～3	R10. 4～6	R10. 7～9	R10. 10～12	R10. 1～3			R11. 4～6	
A 内藤委員長 太田委員 宮池委員 佐野委員 白川委員 尾崎委員	①	予算と決算の連動について	←					←																		令和8年9月の決算審査に間に合わせるために、準備期間も含めて令和8年6月までに協議を完了する。協議期間を令和9年9月まで延長する。(※R8. 5. 27追記)	仕組みづくりから検討することとなるため、問題点・課題点を整理し、他市事例も含めて調査を行う。	
	⑪	議案審査について（議案ごとの審査、法令の徹底）					←																			令和8年3月定例会の運営方法は、議会運営委員会で協議願う。当委員会では令和9年3月定例会以降の運営方法について協議を行う。なお、令和9年3月定例会以降の運営に反映させるため、令和8年11月までに結論を出す。 ⑪、⑫、⑯については内容に関係性があるため併せて調査、検討を行う。(※R8. 2. 12追記)	議案ごとに審査を行うことについて、他市事例も含めて調査し、課題点・問題点を整理する。法令等の徹底（質問と質疑の区分の徹底）については、過去の議会運営委員会での同様の議論を確認し、調査を行う。	
	⑬	本会議質問における時間計測方法について																								優先順位を加味し、7月以降に検討する。過去に検討した内容も含め検討するため、検討には長期間必要ないと考えられるため、早期に結論を出す。他項目の進捗状況に鑑み、協議開始時期を延期する。(※R8. 5. 27追記) 令和8年10月より協議を開始する(※R8. 8. 24追記)	過去の試行実施を踏まえ、調査を行う。	
	⑭	委員会における議員間討議の活性化について	←					←		←																早期に結論を出す。 引き続き試行実施するため、協議期間を令和8年8月まで延長する。(※R8. 5. 27追記) 引き続き試行実施するため、協議期間を令和8年12月まで延長する。(※R8. 8. 24追記)	他市事例も含めて調査し、課題点・問題点等を整理する。	
	⑮	議会制度について（通年議会）																								優先順位を加味し、令和8年7月から協議を開始する。執行部との調整、詳細な制度設計、実施する場合は条例改正等も必要であるため、令和9年度末までを協議期間とする。他項目の進捗状況に鑑み、協議開始時期を延期する。(※R8. 5. 27追記) 令和8年10月より協議を開始する(※R8. 8. 24追記)	通年議会については、既に行った視察内容を踏まえ、協議する。 年間スケジュールの固定化については、課題点・問題点等を整理する。	
		年間スケジュールの固定化について																										
	⑰	議会からの予算要求の仕組み化について	←					←																			①の議論と合わせて行う。 そのため、令和8年6月までに協議を完了する。協議期間を令和9年9月まで延長する。(※R8. 5. 27追記)	①と同様に議論する。 仕組みづくりから検討し、問題点・課題点の整理、他市事例も含めて調査を行う。
B 柳田副委員長 植村委員 山口委員 柿本委員 横井委員 下村委員	③	市長等の事務の執行における監視及び評価を行うことについて（議会費で弁護士等と契約する）																								優先順位を加味し、令和8年7月から協議を開始し、本件に関し実施することが決定されれば、令和10年度より開始できるよう予算要求を行う。他項目の進捗状況に鑑み、協議開始時期を延期する。(※R8. 5. 27追記) 令和8年10月より協議を開始する(※R8. 8. 24追記)	他市事例も含めて調査し、課題点・問題点等を整理する。	
	④	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事項の検討について					←																				執行部から提出される資料を基に各会派で調査・研究し、4月より議論を開始する。本件に関し、実施することが決定されれば、令和9年3月定例会で条例を改正を行う。	執行部から提出された資料や過去に議会運営委員会で行った議論を参考に、調査、検討を行う。
	⑥	議員報酬について	←報酬等審議会へ諮問		←報酬等審議会で答申内容を検討、決定			←答申内容を踏まえ、検討				←														報酬等審議会への諮問内容を本委員会で決定し、幹事長会での決定を経て諮問する。報酬等審議会からの答申内容を踏まえ、委員会で協議、検討を行う。 長期欠席議員への報酬に関すること、期末手当の加算率について協議を行うため、令和9年3月まで延長。(※R8. 8. 24追記)	検討を開始するに当たり、報酬等審議会を行う。諮問するに当たり、その文案を作業部会で検討・作成し、委員会で報告する。その文案をもとに委員会で決定し、委員長より議長へ報告する。	
	⑦	議員定数について																			←						令和8年10月より令和10年6月まで（改選の1年前を目途）を協議期間とし、定数の変更の必要がある場合は、令和10年6月定例会で条例改正を行う。	令和11年の市議選に間に合うよう、工程を共有し、定数増減の必要性や具体的な数字の議論を行う。
	⑧	議選の監査委員について																				←						議選の監査委員を選任しない方針を決定した場合、執行部においての予算措置、条例改正等の準備期間が必要のため、令和9年7月までに結論を出す。

※上記以外の他の項目については、調査の進捗状況を踏まえ、随時、委員会で振り分けを決定する。